

土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議の設置について

- ・ 有識者会議設置要綱（案）及び傍聴要領（案）（別紙）

土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 愛知県内における土砂等の埋立て等及び採取について、県、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全及び安全の確保に寄与する、新たな条例の制定に向けた検討を行う、「土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議（以下「会議」という。）」を設置する。

（組織）

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 座長は、会議を総括し、進行する。

5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

（会議）

第3条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（公開）

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合

（2）会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合

2 会議等の傍聴方法については、別に定める。

（議事録）

第5条 会議の議事については、議事録を作成し、5年間保存する。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月 日から施行する。

別表（要綱第2条関係）

敬称略、五十音順で表記

所 属	職 名	氏 名	分 野
名城大学理工学部	教 授	いくた きょうこ 生田 京子	開発・建築計画
愛知工業大学工学部	教 授	こいけ のりみつ 小池 則満	防災
大同大学情報学部	教 授	だいとう けんじ 大東 憲二	環境・地盤
名古屋大学大学院工学研究科	教 授	なかの まさき 中野 正樹	土木・地盤
レゾン総合法律事務所	弁 護 士	なかむら たかゆき 中村 貴之	法律

土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議傍聴要領（案）

（傍聴する場合の手続）

第1 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、事務局に申し込む。
なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開催予定時刻の30分前から会場の受付にて開始し、会議開始の10分前又は、定員（10名）になり次第受付を終了する。

（傍聴証等の交付）

第2 傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）を交付する。
傍聴人は、傍聴証を着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

（傍聴に当たって守るべき事項）

第3 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- （1）みだりに席を離れないこと。
- （2）帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、座長が許可した場合はこの限りではない。
- （3）携帯電話は、使用できないよう電源を切ること。
- （4）飲食し、又は喫煙しないこと。
- （5）会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- （6）鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- （7）私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てないこと。
- （8）傍聴席においては、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
- （9）その他会議を妨害するような行為をしないこと。

（秩序の維持）

第4 座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年11月 日から施行する。

(様式1)

<p>会 議 傍 聴 申 込 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議事務局あて</p> <p>本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>

(様式2)

<p>土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議傍聴証</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日限</p> <p>傍聴人氏名 _____</p>

(別紙)

傍 聴 人 心 得

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を身につけてください。
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に入場して傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話は、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は座長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。